(論文

八~一九世紀日中社会編成の構造比較

A Structual Comparison between the Formations of the Japanese and the Chinese Societies in the 18th

足

立

啓

and the 19th Centuries

岁日

门之间的职能错位现象严重。 一本文以日本熊本藩和中国的巴县为例、比较分析了从一四世纪至一八、一九世纪 中国,能错位现象严重。 一位即开埠前中日两国社会形态的发展状况。一四世纪以后、日本的社会团体不断发 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、 是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的基本的社会团体不断发 也即开埠前中日两国社会形态的发展状况。一四世纪以后、日本的社会团体不断发 也即开埠前中日两国社会形态的发展状况。一四世纪以后、日本的社会团体不断发

キーワード:村落共同体、書吏、差役、社会集団、公共登

はじめに

要な時期であった。日本においては、個別的主従制にみられる所謂一四世紀は、日中両国の社会にとって、何れも変革の画期となる重

に形成される。 に形成される。 に形成される。 に形成される。 に形成される。 に形成される。 に形成される。 に形成される。 に、厳しい武力的対決としつつ、本格的な一揆・惣村・あるいはそれらの基礎となる家などとしつつ、本格的な一揆・惣村・あるいはそれらの基礎となる家など「封建」関係や、宮座などに見られる緩やかな団体関係の萌芽を前提

クを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

ウを作りだした。

紀段階をもって比較することが、本稿の課題である。構入はどのように変化するのか。その到達点を開港前の一八~一九世けて両国の社会はどのような展開を遂げ、それを把握する地方行政機の自立化が進行するとともに、小商品生産が拡大していく。これをうこれ以後両国ではそれぞれの内部に地域差を含みつつも、小農経営

取り上げる。その前提には両地域は、何れもそれぞれの国において最事例として日本については熊本藩、中国については四川省の巴県を

行政 うべきジャンルである。 を基盤として地方から提出される多くの文書をまとめ、それに対する きな部分を占めるのは、 大級の地方文書を有し、 二〇万点余からなる。 熊本には熊本大学に架蔵されている永青文庫を中心とする地方資 |処理の結果等を付した「古文書を主要素材とした古記録| 永青文庫は現在整理・研究中であるが、 点数としては一紙文書を多数含むが、 それらを基にした研究が可能であることがあ 本稿で扱う近世中期以降、村落共同体の成長 古文書・ 古記録全 量的に大 とも言

他方、巴県档案は、四川省の流通拠点として重要な重慶市に残されている。県衙の各部署が残した行政上の○○巻とされる。日本的な分類に従うならば、古記録と古文書からなる点で永青文庫と同様である。そのうち一○万巻は裁判文書とされ、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、これが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の言うべきジャンルが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の言うべきジャンルが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の言うべきジャンルが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の言うべきジャンルが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の言うべきジャンルが形成されている。

五五 各資料集の編纂者によってつけられた文書名・資料名とページ等を付 フィルム・乾隆朝・司法』を用いる。以下では、それぞれ 省档案館編一九九一年、 九九六年、 も照らす形で、近世中後期の社会像を描きたい。巴県については、 『清代乾嘉道巴県档案選編』 一本藩については先学・同学の研究の成果をもとに、 『乾隆滙編』・『乾隆マイクロ』の略称を用い、 は、 [嘉慶六年六月 四川大学出版社) 『巴県档案選編』上巻二五二ページに収められ、 档案出版社)、 一四日八省客長稟状…… (四川大学歴史系・四川省档案館主編、 ٤ 『清代巴県档案滙編 ならびに 『巴県档案マイクロ 『巴県档案選編』上 引用に際しては、 (乾隆巻)』 全国的動向と 『巴県档案 編者に 四 Ш

> して、議論をすすめる。 事ではなく、それなりに受け入れられうる主張であろうことを前提と等がそのまま事実を反映しているかには問題が多いが、あり得ない空等がそのまま事実を反映しているかには問題が多いが、あり得ない空なお資料引用は、紙数の関係上、最小限に止めざるを得なかった。マよって「嘉慶六年六月二四日八省客長稟状」と整理された文書を示す。

ては、 体の人口統計を付記した。 後述のように、社会の性格に規定されて、 実態をそのまま反映しているとは言い難いが、 方キロ、対して巴県は約三三○○平方キロと概算される。総面積では かのポイントにおける両者の人口を記した表を添付する。 該時期の中国の元号、 や九州山地を含む熊本藩は、 るのに対し、巴県の雍正清丈面積は一○○八平方キロである。 熊本藩がひと回り広いが、何れも大県・大藩である。耕地面積につい ておきたい。まず面積であるが、 ては巴県の人口についてのデータの継続性が乏しいために、 示している。 ないので記さなかった。 二つの地域の社会を対照するに際して、 熊本藩が農民との間で確認している内高が八六八平方キロであ 日本史・中国史それぞれからの理解の便宜を兼ねて、 日本の主要元号、 乾隆期以前の統計は、 面積の割に耕地が狭い。 熊本藩は明治直前で、 西暦を対照させ、 それぞれ特性のある動向を 両地の概略につい 広大な阿蘇外輪山周辺 人口全体を反映して 人口については 約五〇〇〇平 これに幾つ 中国につい 四川省全 て説明し 当

象とする乾隆期までに峠を越えていたとされる。熊本藩のこれから整流入に特色があり、宗族は形成過程にあるが、その動きは、本稿の対時る流通の最重要な結節点であり、熊本藩の全国的な位置に比べると、方かは、留保が必要である。商業面でみると、巴県は長江上流域にお方かは、留保が必要である。商業面でみると、巴県は長江上流域におったれぞれの地域文書をもとに復元した社会が、両国の一般的なあり

巴県人口	四川省人口	中国元号	西暦	日本元号	熊本藩農民人口
(女/男)		(元年)		(元年)	(女/男)
		天啓	1621		
			1624	寛永	16年 218,707
		崇禎	1628		0,76
		順治	1644		
		康熈	1662		
			1688	元禄	
			1711	正徳	
			1716	享保	19年 531,248
		雍正	1723		0.86
		隆乾	1736		
	22年 268万		1751	宝暦	
	32年 296万		1764	明和	
			1772	安永	
			1781	天明	
	51-56年 888万		1789	寛政	10年 535,543
元年 218,079		慶嘉	1796		0.92
			1804	文化	5年 512,575
	17年 2144万		1818	文政	
4年 386,478		道光	1821		
0.79	10-11年 3495万		1830	天保	13年 566,011
			1844	弘化	0.96
	元年 4475万	豊咸	1851		
			1854	安政	5年 622,819
		同治	1862		0.98

と百姓

団体の間における熾烈な抗争は、

それぞれ

の団体に存続

0

ため

い の 内 め

「公儀」

権力を生み出していく。

内的規範の形成を要求し、

抗争の熾烈さは、

領主団体の集中化を導き、

大名さらには幕府

法的共同体としての自律性を生み出して

期

に展開された領主団

体相

"互間、

百姓団体相互

間、

あるいは領主団体

本における中近世移行過程の

評価は大きく変化している。

中

世

後

中国・日本・西洋暦・人口対照表

梁方仲編著『中国歴代戸口・田地・田賦統計』262 p 1980年 上海人民出版社。 松本雅明編『肥後読史総覧』1836 p ~「人口の変遷」1983年 鶴屋百貨店。 『民国巴県志』巻 4 賦役。

り」によって鎮圧され、 村 という一般的秩序のもとに平和化が実現し、そのもとで農民たちは刀・ ていた。 集中された武士集団の下で、社会は暴力的に平和化されたとみなされ 貴は ·内の規範となった。 、砲という実力を保有しつつも行使しないという立場を維持しながら、 「体と対峙するという近世史の枠組みが展開されている。 かつては、 個別支配を排除して成立した領主団体 ・の中から作られ・求められてきた秩序を基盤として、 村落団体によっ しかし近年の研究は、 こうした中で中世に萌芽していた百姓団体は、 中国の地方行政における二つの核心課題である て請負われ、 刀狩りによって武装解除され、大名家に権力 自律的な村落の存在を前提に、 法は農民たち (公儀領主権力) の連判請負によって 際限 物無事 が、 「なでぎ いのない

日本封建社会成熟化の基礎過

|終章で述べるように近代日本との連続性把握を可能とすると考える。確認され、あるいは一般的に確認される。かつこの社会理解こそが、得る。しかし熊本藩で確認される個々の事実は、他の藩領・幕領で

れらの上に成り立つ共同体および共同体間関係についても、

違いがあ

そ地

小農経営の安定度におけるかなりの差が想定され、

西日本地域と、

北関東以北の

社会関係

域

については、

一構成する生産力的基盤からみても、

立てる事実は、

未だ全国的な確認を得ている訳ではない。

機能性の強化過程として具体化される。た。近世中後期における変化は、すでに存在した百姓団体の自律性・刑名と銭穀は、近世初頭から既に村の自律的能力によって実現してい

村庄屋を筆頭に村役人が存在した。 屋を始めとする百姓スタッフが常駐した。手永の下には村が存在し、 存在していた。 郡の下に設けられたのは手永であり、 方担当地域は しておく。近世中期以降、 論旨に入る前に、 の行政一般を担当するのが郡方であり、 一四の郡に分割され、武士である郡代が配置されていた。 手永には手永会所とよばれる執務施設が存在し、 あらかじめ熊本藩の行政編成の骨格につい 藩の部局制度が整備されるが、 大小の差はあるが五 郡方奉行が統括する。 その中で農 一の手永が 惣庄

よって明らかにされている。 新時点における貢租率が二五%程度であったことは、 質貢租率を四分の一にまで低下させていた。全国的にみても、 れる商業的農業のもたらす生産力上昇・貢租の定額化は、 うち肥料代が一万四千余貫に上ると報告されている。 算で四万六千余貫であるに対し、 ○五倍にとどまる。 換算の総生産額が二・○一倍に達している。この間、 の統計が残る五町手永で比較すると、 保一三(一八四二) 藩が農民と合意した生産力である内高は七四万石であった。 2の基礎となるのは農業生産力の上昇である。 言わずもがなであるが、 田土増加が一・一倍であるのに対し、米の産量は一・三九倍、 を除いた総生産高は米換算で二〇〇万石に達していた。 この結果天保一三年段階で、 年に手永ごとの調査を集計した結果によると、 百姓団体の自立化、 農民可処分所得は十五万貫余、 天保一三年までの三四年間だけ 近世初期において熊本 それを支える家の安定 全藩の貢租は貨幣換 貢租の増加は一・ 夙に中村哲氏に 肥料購入代に現 熊本藩の実 文化五年 これが天 明治維 その 都

生産力上昇は後述の畑地の水田化、あるいは水田の乾田化などにも

る。畳表を例に取ると、先述の天保の調査において、八代耶島田手永藩においても紙や畳表・海苔などが全国的な商品として生産されてい どにおいても、 的な棉布市場段階へと到達を遂げる。 張などの生産拠点を形成しつつ、 期に初めて布として輸入の始まった棉製品も近世を通じて、河内や尾 開港時点では中国よりも急速に国際市場に対応するまでになる。 よるところも大きい。 算定されていることが象徴的である。 においては、生産される藺草の価値が五五貫余と算定されているのに して中国からの輸入に頼っていた絹は、 畳表を例に取ると、 畳表に加工されることによって生じる付加価値が一五七貫余と 先の肥料購入代の比重に見られるような商業的農業の展開に 商業的農業は、 全国的にみても、 先述の天保の調査において、八代郡高田手永 農外余業としての大きな収入を農村に 繰り棉市場段階から近世末には全国 絹・ 特用農産物に比較的乏しい熊本 近世を通じて自給を達成し、 近世初頭において銀を対 棉などは勿論、 畳表や紙な

る。 ・一般に瀕する。村と家の安定化のためには人口増加の抑止が必要であた機に瀕する。村と家の安定化のためには人口増加の抑止が必要であるがは、年貢の請負主体である村は必要である。生産力の上昇が無際限な人口と家数の増加によって、い必要である。

もたらしたのである。

成とは、 5 農業もまた多くの労働を必要とする。 化した農業が必要とする労働量・労働日数の差は明瞭である。 女子労働への要求が強まる場合が多い。 に、それを上回る農外労働を農民に求める。特に農外余業については の継続的に増大する労働の供給によって実現するものである。この 般的に農業集約化は農業労働の通年化、 年一作の乾燥地 決して自然に生み出されるのもではなく、 ・寒冷地農業と、 農作業自身が集約化するととも 多毛作化し・ 農業生産力の上昇・余剰の形 労働密度の増大を意味す 限られ 労働過程も集約

められ、その面からも人口増加に歯止めがかかる。ためにも女性からのライフサイクルを通じたより多くの労働確保が求

堕胎 女の別をみて選択的に間引きをすることが、 動態である。近世中期以降、 復旧がなされた。 般的に可能とした。 とによって生まれた子供の男女を問わず家は継承され、 家が本質的には血縁集団でないことを前提に、養子縁組を組織するこ 安定した出生のもとでも家が再生産されるような手だてが求められる。 いでいったことだけは確かである。家と村は、 /男子) は、 しかし村落は人口増加を抑制するだけでは安定して維持され や間引きが無くなったとは考えられないが、少なくとも生後に男 百姓経営の零落は村請けの危機であり、 単調に1に向けて接近する。 以上の結果が、 若くして配偶者を亡くした男女にも、 人口の増加は停止し、かつ男女比 第一章に付した熊本藩における人口 前近代の避妊技術のもとで 上記の条件のもとで薄ら 相互規定的に強化され 後述のように組織的 両養子をも一 婚配が保障

下の農民組織による広範な共同業務の遂行、 を明らかにされた久留島浩氏の業績が、 れた重層的な行政組織が成立し、領主支配を相対化しはじめる」こと 運動を組織するなど、「村 中惣代が郡中寄合をもち、 熊本藩の手永を論ずる際には、 段階深めるものになっていると考えられる。 村落共同体の機能要求は、 以下の諸研究は、 大藩熊本において同様な事実を発見すると同時に、 分散的に存在する天領における統合方式として 郡中議定のもとに郡中入用を運営し、 それを実施する機構の整備を導きだす。 -組合村-同様な機構を幕領において発見し、 先行する研究として重要であ ―郡中という、下から構築さ 領主権力との関係などを 嘆 郡 願

永に惣庄屋以下数十名規模の職員が執務しており、手永の下部に二〇(さて近世中期になると手永の規模にもよるが、平均一万人程度の手)

理責任者としての山ノ口一名などが、選任されている。る横目、書記としての帳書一~二名、年貢出納役である蔵府、山林管ないし三○存在する村にも、庄屋を筆頭に、頭百姓数名、監査役であ

書の表示
 主の表示
 主の表示
 主の表示
 主の表示
 主の表示
 主の方式
 であった。
 村落団体の公共機能が私人によって執行されており、
 連例であった。
 村落団体の公共機能が私人によって執行されており、
 要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが
 要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが
 要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが
 要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが
 要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが
 要な目的をなす村請制は、庄屋であるスタッフも、若い時代から
 本社のおり、
 本社のおり、
 本によって担めれるのが通例であった。他地域においても、村入用の主
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めます。
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のよりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のおりによって担めれるのが
 主のよりによって対します。
 はいりによって担めれるのが
 はいりによって対していくこと
 はいりによって担めれるのが
 はいりによって担めれるのが
 はいりによって担めれるのが
 はいりによって担めれるのが
 はいりによって対しまするのは
 はいりによって対しまするので
 はいりによって対しまするので
 はいりによって対しまするので
 はいりによって対しまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによってはよりまする
 はいりによりまする
 <

に実現することが必要であり、 が昇進するためには、農村の合意を調達して夥しい公共業務を成功裏 しかし彼らは、社会の代表性を基盤としない官僚ではなかった。彼ら 要とする段階に達していた。そのためには専門家を必要としていた。 務とそれを実施するための実務は、 されるべきである。村落の共同業務は、 るようになった。 務を執行していた。有力農民は藩の求めに応じて寸志と呼ばれる醵金 き起こすことは致命的であり、 合意で事実上更迭された。 内で処理される範囲を超えてきていた。 解体として評価する見方も存在する。 こうした転勤制を伴う惣庄屋層の形成を、 禄は受けないものの武士身分を買い取り、 しかし執務に際して、 惣庄屋などに当たる人々は、 加えて言うなら、彼らはあくまで百姓の業 それらに失敗し、 帯刀は許されなかった。彼らの職務は 場合によっては、 多数の熟練したタッフと機関を必 従来のように一部有力者の家 しかしながら事態は逆に評 後述のように多くの公共業 多くはこの身分に属 方的な官僚化・ 農民たちの騒擾を引 惣庄屋は庄屋たちの 在御家人と呼ばれ 同

あくまで百姓の行為であった。

これは熊本藩の年間予算四〇万石を上回るという。 きい米と銭を米に換算して五二万七○○○石に達するほどになった。 れに様々な運用益も加えて、天保期一四年には官銭のうちで比重の大 の備米が留保され、 述の年貢の手永請制の成立過程で、 社会は、末端までの多くの参加で、公共業務を担うようになっていた。 百姓部分などは年長者の仕事であり、 共同団体は独自の財政を作り、 かなりの層が順次村役人として村落運営に参加した。 力重視で任用され転勤する会所役人や庄屋が存在する一方で、 会所官銭としてストックされるようになった。こ 公共業務を遂行するようになる。 各手永には惣高弐歩のちに壱歩半 家族員の年齢構成の推移に従 農民たちの 頭

所官銭蓄積へと繋がってい 導入した事例などが注目される。 の安定化のために、 事業があり、 れる。農業基盤整備事業の大きなものとしては有明海・八代海の干拓。 クタール余、 削七キロ余、 挙げられている。そのうち規模の大きなものをあげると、 屋の文化一一年~一二年の例でみると、総計四三項目が「事業帳」に は熊本藩における土木事業の時代であり、これらは多くは手永によっ て組織された。著名な通潤橋は後述するとして、一例を中山手永惣庄 これらの資産は、 改修二キロ余、 石磧八か所(用水懸り計五六ヘクタール余)などが見ら きめ細かな農業政策としては高冷地である阿蘇の水稲作 北陸に代表者を派遣し、 まず農業基盤の拡充整備に用いられた。 新規開田一三アール余、荒地再開発六へ 新規耕地の開発等による収益は、 耐寒性の品種と栽培法を 水路新規開 近世後期

などの利用とともに具体的分析が待たれる。雲仙噴火による津波で激 考えられる。 会所官銭は、 れており、 官銭のうち銭の五六%は貸付に、二七%は土地購入に充 村存立の基盤である家の再生産保障機能を果たしたと 米の五八%も貸付に回されている。 前述の再開発荒地

> あろう。 共同体の基盤の安定度合いと、 層に限られていたことが特徴的である。 いて合意形成を実現したことは優れた事例である。 甚災害を被った村落が、限られた資金の中で救済対象の家の線引につ る。 の移行が、幕末期にずれ込むこと、貸付対象者が救済可能な上層中 関東についても、 ただ当該地域では、 村落の基金を選択的に貸付ける制度が確認されて 有力者個人による貸付から村落による貸付 その進行状況の違いを反映するもので 家の安定化を基礎とする村落 荒廃地域であった

11

が繰り返されたということである。大規模な事業郡方奉行が決裁しても手永・村が請けなければ、 すべき点は、 つあることがわかる。 的貸付が機能したが、政策形成と実施主体が、領主性から自立化しつ に過ぎず、多くは手永以下の自主性のもとに実施されたこと、さらに 藩への年貢負担田土に変更を加えるような事業を中心とする一部事業 山手永で紹介したような多数の事業のうちで郡方に上申されるのは、 決済をへて、惣庄屋に示達されるという稟議制が確立していた。 上申書がそのまま起案書として郡代を経て郡方奉行に届けられ、 る「覚帳」によると、藩支給の用紙に村や手永が計画を記入し、その こうした政策は、村・手永において形成された。 政策形成者は手永以下の百姓組織であったこと、 大規模な事業へは、藩からの有期 幾度でも稟議と決済 永青文庫に存在す

規模であったのに対し、 しかし後述する巴県における年間の裁判件数が、 供述を基にした詮議の結果であった。 村落が備えた裁判機能については、十分には明らかにされていない。 しかもそれらは行政政策同様、村落・手永における多数 熊本藩の刑法方に上申されるのは、 各手永には拘置所が設けられ 清末には万余を超す 年間幾十

こうした百姓団体の自律性強化は、 武士階級の在地への介入拒否に

出向していた。 帰結する。 作被害をもたらした。 本的な年貢についても検見が行われ、 人が子頭以下を連れて出向いた。 武士への応対費用とともに、 近世前半期の体制の下では、 公共業務が領主階級によって組織されたほか、 藩内の全ての林木を意味する 水利土木についても塘奉行が管理 刈り取り時期の遅延、 徳懸をめぐって多くの日時を費 様々な形で領主階級が 「御山」にも、 ひいては 最も基 在地 役

しばしば言われるが、ここでは村・手永の個別利害を調整して全藩的 目すべきは、 るのである。手永以下の社会管し、役人出在の停止を条件に、 請免制の確定である。 求書である けられるようになる。 とする形骸と化していた。 共同体にとっては、 合意を形成する能力が立派に機能している。いま以て銘ずべし。 に利害の対立する困難な課題について、数日間の評議を踏まえて合意 先述のように政策の形成・ 繁雑帳 に藩内の惣庄屋が連印して提出した一五一条からなる要 合意の広域性である。 手永以下の社会管理は領主階級から自立した。 領主階級の介入は、 惣庄屋たちは各手永への割り付けという、 の提出であり、 一つのピークが、 惣庄屋・庄屋層による様々な合議の場が設 実行においても自立化を遂げてい 手永を単位とする年貢の請負を確立す 村社会の閉鎖性 文化元年 もはや無用な応接費用を必要 宝暦改革に対して、 (一八〇四) ・利害の個別性 におけ 明和七年 加えて注 た村落 相互 が

給されるようになる。 あることの表現としての知行は、 の属性から次第に乖離を始めていた。 領主団体機能は形骸化せざるを得ない。 百姓団体が社会再生産機能を自律的に執行する段階に到達していた。 方で官僚として実務を担うスタッフには職務 日常的な行政機能を担うのは一割程度となる。領主階級 幕末には、 武士階級の最後の存在理由である軍 藩財政逼迫の中で傾向的に引き下げ 陪臣層を含めた八千人の武士層 藩の業務は 「領主階級 への手当てが支

域

団体化の中で解消されようとしていた。 担うことになった。 に依存せざるを得なくなった。 事力さえも、 惣庄屋の政策提言を受けて組織され 封建領主性は社会の団体化の中で生まれ、 鉄砲の製造と、 軍事教練さえも彼らが た農村の在御家人層

清代巴県の行政体制

には二二~二六の場が存在する。 に各三つの里が、 行して以後、 女口花名総冊…… 般的には特定の里の中に設けられる。 まず巴県の行政区域を概観しておく。 城外は一四廂、 懐石里郷 里のもとには 『巴県档案選編』 郷鎮部分は乾隆二三年に嘉陵江以北が理民府に移 ・居義里郷・西城里郷の三郷からなり、 般的に一○の甲が設けられる。 市集である場は、 下三 四〇 [道光四年巴県保甲烟 によると、 時に里を跨ぐが

県衙の中核機

1

統属関係、 とができなかった。これらの官員・衙門は、 この中核機構については、 営の機構が存在する。 ている。 る実務者集団をもち、 駐している。 性をもつ れている。 巴県には知県・教諭 県城内には、 て個別的に社会と接している。 水平的分業関係を持ちつつも、 巡検は捕府とよばれ長江に面した東部の木洞鎮に常駐 県丞は左堂ないし分主ともよばれ、 これらの官は、 あわせて道・府の機構と、 衙門の中核を構成しているが、 ・訓導各一員のほか、 刊行された档案からは多くの記述を見るこ 自ら幕友・長随ら長官に直属す 後述のように、 原則的には相互に上下の 県丞と巡検各一 重慶鎮総兵以下の緑 県西部の白市 内署と呼ばれる 不明確な領 員 駅に常

2 書吏・差役の構成

近代的 ら離れている。書吏・差役の業務記述は、多くは李氏の研究によりた 農業生産と工商業、 の整理を加えて刊行されている。これに対し、『巴県档案選編』 おり、『乾隆滙編』もまた六房分類を残しつつ、やや近代的な観点で 代的な観点から再整理される以前の資料伝存形態に基づいてなされて 総括的解説である。 念であるが、 整理する過程で著されたものであり、出典が明示されていないのが残 役については、 く幾本かの研究がある。とりわけ李氏の研究は、おそらく巴県档案を 文書行政を中心とする行政実務担当者集団である書吏と、 ・研究的観点で、 包括的で刊行されている档案との間で特段の齟齬のない 巴県档案を用いた先駆的な李栄忠氏の論稿があり、 あるいは雇用・工価と当鋪・銭庄・高利貸などと、 加えて言うならば、 より整理がなされており、 李氏の研究は、 もとの文書分類か 巴県档案が近 後述の差 は、

塩茶を司る塩房が最終的には作られる。 等各衙門に文書を送達する承房、 李氏の研究によると書吏は、 衙門内外の各種文書をうけとり各房に送る東房、 吏・戸・礼・兵・刑 倉穀の検査・賑糶を担当する倉房、 : I 県城内外の府道 の六房に加え

これら各房は一般的には、 吏房経管吏書官属・及本治候選官員等項。……戸房経管応徴解給 夏税秋糧・丁差徭役・ ・盗逃・詞訟・保甲・捕役監倉禁卒等項。…… 郷紳学校・慶賀旌表先賢祀墓古蹟等項。 雑課等項。 『福恵全書』 ……礼房経管春秋祭祀 蒞任部、 ………刑房経管人 看須知が 賓与考

で詞訟を挙げるのは混乱を招きかねない 見られがちであり、 と簡潔に述べるように、 確かに 『福恵全書』 戸房が財政を、 中央の六部に照応する機能を果たしていたと が刑房の職務として人命・盗逃と並列 刑房が裁判を扱っていたとする著

> 伝は、 次のように伝えている (房が裁判全体を担当するのではない。 民国 の一部である中国では、 しかし裁判の正式主体は言うまでもなく知県であり、 理想的形態としてではあるが、 各房の業務は対応する裁判と不可分であり、 六房が裁判の分担に臨む体制を、 『巴県志』 卷九下 かつ裁判が行

政

おり、 氏が各房の業務を応差と辦案とされているのは、このような事情によ の案巻を該当する房に請求して開示を求めることが可能であった。 らの事案は、房ごとに保管されていたはずであり後述のように、過去 『乾隆マイクロ』には、しばしば某房呈・某房承の文字が記入されて 各為吏戸礼兵刑工六槅。 各房が様々な事案を担当していたことを示している。本来これ (書吏の弊を述べた後) 即自取入核辦。 懸鉦於堂。以待愬者。 発出即置右案。 矯其弊。 吏呈案。 聞声即為審理。 吏以次承領。行之事無旁落。…… 則各就左案之槅庋之。 惟官須自做四字耳。 又設長案於堂左右。 而擊磬以

便宜ともに、各房が獲得する収益と不可分であった可能性が高い。 県档案の整理に携わったと考えられる『乾隆滙編』の編集者も、その 明示していないが、房ごとに多くの業務を具体的に列挙しており、 約の組織管理は、 されている。また脚夫による荷物輸送は工房で管理されている 。郷 帖の発給や取締は、財政を担当する戸房ではなく、礼房と工房で担当 各種案件からも明らかである。たとえば牙税の納入を伴う牙行への牙 房の名称から本来的に類推される業務とかなり乖離していることが、 係を生み出したのは、 「緒論」においてほぼ同様な業務分担を示している。これらの分担関 裁判機能とセットになる応差いわば業務処理の内容についても、六 郷約の実質的機能に即応した刑房が管理している。李氏は出典を 郷約本来の機能である教化と対応すべき礼房ではな 各房に与えられた本来的規定ならびに業務上の

などを管轄するといわれる。雑貨商の監督、工房は八二帖の牙帖のほか、糖業・棉業・会房・廟豆房は巴県の一五一の牙帖のうちの六八帖を管轄するとともに、典当・

のは、 に際して知県が下した裁定は以下のとおりである。 められる場合もあるが、 部管理者の運営によって混乱に陥った時、 前提となるのは社会集団が負担する差務と集団認知との 県の認知は一つの重要な要因となる。 後述のように、 一つの重要な基準である。 集団が一部の業者によって作られたり、 差務なきものには章程・把持を認めずという ボタン製造業者の章程をめぐる混乱 その際、 問題処理の方向性に対し 貧者への配慮が求 あるい 体性であ は

引き換えに、業者集団との関係が取り結ばれ、 『巴県档案選編』 職掌、 こうした条件のもとで、 集団に対する統括責任関係はあいまいで、 本章頭書に述べたように県や緑営等の衙門においても、 収益となる。 上四〇五] 典型的なのは [嘉慶十一年六月二〇日伍文龍稟状…… これを端的に示すのは、 社会集団の認知は特定の衙門、 の事例である。 あるいは変更されると 納入される差務と 単に房レベルに止 特定の房 0

在日。 殊有不芸不業・賭博為生之陳世宦。 臣充当柴帮首人。 情本城南紀・金紫・儲奇三門柴船帮。 随同辦差頗熟。 蟻等三門柴船帮協同公議。朝臣之子廖洪忠実老誠。 以懇賞給照事。 承辦営伍薬局差務。 蟻等以協懇簽充。 簽伊充当首人在案。 醬充首人。 稟経汎主。 給照辦公。 自嘉慶三年在汛営挙簽廖朝 批另録粘 本月十 因朝臣于今五月 但柴帮止 兼伊父

認営伍薬局兵差。照係営汎賞給。恩轅無照無差。……

され、担当機関が決まることを、この資料は語っている。存在せず、差務と引き換えにした個別の申請によって集団の認知がないかなる行政機関が社会集団を認知するかの明確な基準が一般的には

執照される場頭が巡検によってなされる事例もある。 下級であるはずの捕府に訴えている。その他、 裁判業務を [道光二十三年九月初七日練龍貴訴状……巴県档案選編 集団認知関係の集積によって形成されたものと思われる。 三八五〕では一方は捕府に、相手は県に訴え、 上二三四 『巴県档案選編』上三三九』では県衙に訴えたが埒があかないため、 同様に [嘉慶十年十二月十八日楊高太供状…… 上二三九〕では捕府が行っている。 本来の体系を基礎としつつも、 では左堂が、 [嘉慶十五年梁續興等告状…… 差務負担の受け入れと一 [嘉慶十一年馬乾一等告状…… 本来知県の名義で簽充・ 本来知県に属すはずの 『巴県档案選 六房の業務分担 『巴県档案選 体化した 編 E

要なものとしては、皂隷・快役・捕役、 る様相を呈した。 居義里郷・西城里郷にはそれぞれ総頭のもとに左右両班の快役が設け 捕役が刑吏であるが、ここでも彼らの間での業務分担関係はあいまい など種々の区分がある。 務執行者が差役であり、 書吏が文書行政を中心に担当するに対し、社会に対する直接的 しばしば争いが生じている。差役の下部組織は広く、 各班には快頭以下の快役が設けられていた。 本来、 本来的は書吏より下級の下使いであった。 皂隷は官員の随従、 このほかに仵差・民壮・ その出動は騒然た 快役が田 懐石里郷 主

遂 乾隆三十八年三月。 若天晴十天。 厥挖堰頭。 座落地名趙家堡。 鑿開堰頭。 具控県主。 将価得買黄麟 放水不均。 出差。 于四十八年天時 軒 七・八・三甲約隣。 故曰官断如山。 朝唧叔祖于康熙 小乾。 有徐文秀見売不 協同快頭百 立 一年得插田 石 于

[分水石碑記……『巴県档案選編』上一]十余人。照契途程。趁協同快頭来差過縄索所丈三百六十之遠。.

文に刻まれた。 かくて堰頭からの水は、九股に分かって一昼夜ずつ分水することが碑

職務 え込んでいた。 も二五〇名を超えることになった。 が多数存在していた。 かし彼らのもとには書写学習等の名目で典吏や経承の採用した実務者 十四年十一月十九日刑房経承劉仕斌稟……『乾隆滙編』二二五〕。 あるいは特殊な場所ごとに目的をもって、広範に差役が存在していた。 巴県正堂特示…… ち場とする差役としては、津差[乾隆五十八年五月智里四甲曾万徳稟 档案選編』上三三八]が配置されていた。また特殊な機能の場所を持 に配置されたが、さらに担当の内部でも書吏同様に、多数の人員を抱 人員は回復される。 _嘉慶二十四年十二月初五日呉一語報状…… 「滙編」にも多数登場するように書吏の統括者は典吏であり、 彼らの正確な数は不明である。李氏も述べ、 都市部については郷村の里に相応する坊に対応して、 『巴県志』巻九下)によると、 の軽重によって割り振られている。文書作成の実務責任者は経承 あるいは坊差 『乾隆滙編』二三七]、 上三五六] 文書の誤脱について咎めを受けるのは彼らであった 『巴県档案選編』 仟作についてみても仟作・学習・跟随学習がおり、 道光四年に着任し七年まで在任した知県劉衡の伝 差役についても、上記のように各業務・地域ごと 『巴県档案選編』上四一二]、巡河差役 [嘉慶九年十二月初一日唐仁和等稟状…… [道光十四年九月初五日雷徳興稟状…… 李氏によると光緒期には登録された書吏だけで 延河差役人 上四〇九]、 彼の着任時には白役は七〇〇〇人に 時に整理がなされたが、 [道光十四年五月二十四日 などがあり、 『巴県档案選編』 『巴県档案選編』・『乾 地域単位に、 坐坊 [道光元年 ほどなく 上三九 各房の Ó 補役

七○○○という人数もあながち誇張とは言い難い。設の確認のためだけに百十余人の快頭が出動した先の例からみると、及び、これを離任時までに一○○人に整理したという。一つの分水施

両 価格を形成したと考えられる。このほか県から「示」を求めるに八〇 井では牙帖は合股に際し二〇五両の価値で評価されるとともに、靛行 毎年一両程度で、これが申請のハードルになることはない。しかし市 破家に到ることは、 工房の書吏に辛資銭四○○○文を支払ったが埒があかないなど、書差 のために要する費用を回避するための私的継承の手法が、牙帖の市場 る収入の一部をのぞき見よう。巴県の牙帖は定額が一五一ありながら、 **慣例外の取得により生計を立てていた。刊行された档案から類推でき** には常に費用を請求された。裁判等に際して、多くの規費が求められ ○九帖のみが領帖されていた。牙帖所有者に要求される牙税自身は !の費用が必要であったり、 周知のように彼らは基本的に無給であるが、慣例化した、 「更帖使費」が八○○両であったとされる。牙帖の正式申請や更新 広く官箴書が記すところである。 係争に際して過去の案巻の検索のために あるい

3 職役戸

述のように県衙より任命された差務負担者としての共通性を明瞭に持定のように県衙より任命された差務負担者としての共通性を明瞭に持てる呼称は存在しないようである。ここでは伝統的に郷村行政・官衙の、業職業務を担う業務に対する呼称である「職役」に従って、それらの、大端業務を担う業務に対する呼称である「職役」に従って、それらの治療である郷役と官衙への労務である「職役」に従って、それらの治療である郷役と官衙への労務である「職役」に従って、それらの治療である郷役と官衙への労務である「職役」に従って、それらの治療であるを差しての共通性を明瞭に持て、の当時には、原衙への当時には、原衙への当には、原衙からがよりに県衙より任命された差務負担者としての共通性を明瞭に持ている。

つので、 ここでは一括して扱う。 坊廂・里甲に設けられている職役戸 それらは大きく三分されよう。

- 職役戸 商業拠点である一 や渡し場など特別な場所に設けられる
- 置されている。 た。 [六月二十三日梁鳳羽稟…… らの下に若干名の小甲が置かれ保長の下で催辦の任に当たる場合もあっ 甲ごとに平均三・四人の郷約・保長が存在した。業務煩瑣の場合、 原档案においてもともと用紙を欠いている里甲を集計から除外すると、 十七年巴県里甲郷約保長名冊」より作成された郷約保長統計によると、 排解・教化などを委ねられる。 業務についてのやや立ち入った検討は後にするとして、糧務・治安・ 在郷九里の八四甲には、 保長は治安維持のための保甲制に由来するが、 商工業 両者の間には実質上の職務に大きな違いは見られない。 郷約は元来人民の教化のために民間で作られた組織に ·運輸業集団、 般的に一名から数名の郷約と保長が設 出身地域集団と県衙を結ぶ差務負担 『乾隆档案』二一二頁所収の 『乾隆滙編』 一九六] には次のよう 郷約が糧務を

各小甲催辦。 家貧業売。 直七里保長梁鳳羽。 勉将倉穀辦峻。 未経周知。 為遵批稟明事。 ……窃蟻本甲花戸零星。 情蟻承充保長。 毎縫公事。 已経五年。 因 督

地隣の合意の下に再度申請された。ただ実際には、 る職務が設けられ、 坊廂についても同様に約坊 _乾隆三十八年一月二十六日彭正明稟、 場は、 本来は県の認可のもとに逐次設置される性格のものである。 他省で集・市集・虚などと呼ばれる市場の四川における呼 では、 主に排解の場面で登場する。 彭某の単独申請は県によって拒否され、 (略して約)、 同二月八日稟…… 廂長あるいは坊長と呼ば 、その生成・消滅は 『巴県档案 n

> とも呼ばれる)である。商業地域には言うまでもなく移動性の高い客 場や場を含む里からの要望をうけて、いくつかのポストが設置され、 る以上、差務は多かった。 租銭を徴収・上納することが命じられた。 れた。また場の郷約・保長らには、 郷約が設けられる場合もあった。 掛回収のために比較的短期間滞在する客商など、 民が多い。 オーソライズされる。中心は場頭 務を遂行することも可能であろうか、 ている。 い場合もある。形式的には、 !生的にかなり頻繁で不安定であることが研究史的にも明らかにされ 彼等に対応する客長が必要とされた。また場頭・客長とは別に 先述のように、場は概ね里内に含まれ、 現地で店舗を構え長期間滞在する客民、 差務の多さ、地域の治安の観点を理由に、 頻繁な場鎮には小甲若干名が設置さ (場長とも呼ばれる) と客長 場内公事のほか、 必ずしも特定のポストを設けな 場が河川や要路に通じてい 様々な外来居住者が 従って甲の郷保が業 あるいは商品 後述のように地

とするいくつかの省域とを結びつける流通の要である。 がら、多くの製造・流通の担い手たちと商工業者組織を生み出していっ な経過点に拡大し続ける商品流通は、 長江と嘉陵江の分岐点をなす巴県は、 後述の人口圧力をも背景としな 長江中下流と四川省を始め 乾隆期を大き

自らの規則を行規と称する。 あり、また内行・外行と、 す行を集団名称として用いる場合もある。 行・靛行などは、原義を同じくするが、これとは別である。 様々な営業者集団は、多く帮を称す。時には原意としては営業を指 集団を他者と分かつ呼称としても用いられ、 もちろん個々の牙行営業を表現する山貨 行は帮と混用される場合も

ばこ販売の煙帮 永生帮顧繍老板師友公議条規…… 帮は一般的に業種ごとに作られる。 [道光二十七年五月杜大茂稟状…… 『巴県档案選編』 刺繍職人の永生帮 『巴県档案選編 上三三四」、 [道光二十二

上三七六〕等々である。

日巴県鑒……『巴県档案選編』上三四六]。 さらには棉布の種類ごとの細かな帮も存在する 帮が組織されていた[嘉慶九年六月二十日大小両河各帮船首認辦差事 江上流の上河、 た。典型的事例は船戸の帮の重層性である。重慶を結節点として、 一〕、さらにその内部には大河に面する嘉定帮・叙府帮などの多数の 帮は水平的に区分されるとともに、重層的に構成されることもあっ 嘉慶九年八省局紳公議大河帮差務条規…… また柴船帮などの運送品ごとに船帮が組織される場合もある。 [嘉慶九年三河船帮差務章程清単……『巴県档案選編 嘉陵江の小河、 長江下流の下河に応じて三河船帮が組 [道光二十年五月初十 『巴県档案選編』 上四 上四 長 \bigcirc

例をあげると、ついではれる集団を形成することがしばしばある。若干のつ「会」などと呼ばれる集団を形成することがしばしばある。若干の「言業者が自称する帮集団あるいは行は、その内部に特有の目的を持

状……『巴県档案選編』上三四八]三年之内。招一学徒。……『道光二十四年六月十二日龔三福等哀客長。議立章程。興設葛仙会。議明開舗之家。不得自行打線。以情渝城糸桟帮于乾隆年間。経本省同江南・江西・湖広・貴州五省

情蟻弾棉花手芸生理。

渝城各舗□□□□議定。

毎日只准弾花十斤。

1......『巴県档案選編』上二四一〕

機能を果たす場合も多い。ただし、全ての帮や行が会を作る訳ではなく、帮や行自身が目的的な

の対応をする。

替工両日。毎天給他工銭六十文。十七日。小的当値年三皇会首。辦会治酒去了。請這謝夙貴帮小的問据周老四供。小的平日学習弾花手芸。帮汪大川舖内佣工。前月

もらうことによって経営を統制するためであったと見られる。 におるように、被雇用人が会首となる会である。「皇会」首事を被雇 という同業者全体の議定の中に三皇会への入会禁止規定や賃金規定、 という同業者全体の議定の中に三皇会への入会禁止規定や賃金規定、 という同業者全体の議定の中に三皇会への入会禁止規定や賃金規定、 という同業者全体の議定の中に三皇会への入会禁止規定や賃金規定、 とあるように、被雇用人が会首となる会である。「皇会」首事を被雇

果にしている。 は対別の同業者集団は、省別に集団を持ち、共同資産の運用益から は独立して、県の指示をうけて排解・調査機能などを果たすとと 長とは独立して、県の指示をうけて排解・調査機能などを果たすとと は別の同業者集団は、省別に集団を持ち、共同資産の運用益から

上二三四]にはの[道光二十二年永生郡顧繍老板師友公議条規……『巴県档案選編』の[道光二十二年永生郡顧繍老板師友公議条規……『巴県档案選編』られる。同業者集団は、同業者全体を包括する能力を欠いていた。先られる。同業者集団は、下からと上から、二つの方向生から作こうした同業・同郷集団は、下からと上から、二つの方向生から作

并保嬰医館施薬等用。出招牌銀一両整。交真原首事。備賈義冢。置造棺木。建立学堂。出招牌銀一両整。交真原首事。備賈義冢。置造棺木。建立学堂。一議。永生帮有外行開舗者。出招牌銀二両整。或有外行合夥者。

交じって、不当な行為として禁止された事例も多く存在する。一つの帮として、あるいは会を作って機能している同業者集団事例にえざる外部からの集団形成の動きが存在しうる。档案には、成功してごとの縄張りの分割争い、あるいは雇用人の集団形成なども含め、絶変上の行外営業を、規則が容認していたことがわかる。先の出身地域とあり、行に属さない営業、及び行内の営業者との合股契約による事とあり、行に属さない営業、及び行内の営業者との合股契約による事

れる事態が発生した。こうした報告を受け、 脚夫が押しかけ、 他地域の船着き場でも見られるように、 業者が存在した。 業地区の中心が高台にあった巴県では、 対して組織化と責任者の選任が要求される。流通拠点であり、 ことになり、 県衙の側からも、差務の確保と秩序維持の観点から、個々の業種に 脚 夫を登録させ、 彼らには県より執照が与えられた。もっとも十年後の巴 混乱状態に陥り、しばしば商品が盗まれ・抜き取ら かれらは縄張りを争って帮などに結集してい それに基づいて夫頭に仲介責任を負わせる 嗎頭には着船とともに多くの 脚夫等とよばれる多数の運搬 朝天門嗎頭に一 一名の夫頭 かつ商

て二~三〇人が日夜動員される状態にもなった。以外にも、日常的に官衙での随従の差務が課され、差役の恣意によったが。夫頭のもとに編成された脚夫からは、軍事行動などの特別事態県告示に見られるように、夫頭設置は規律化の効果を示してはいなかっ

船戸組織化の大きなきっかけは、嘉慶三年に本格化する白蓮教徒の船戸組織化の大きなきっかけは、嘉慶三年に本格化する白蓮教徒のよから数百文、下流の遠隔地交易船からはさらに多くの差費が徴収さて、先述のように大河・小河、あるいは拠点地域別に重層的に多数のて、先述のように大河・小河、あるいは拠点地域別に重層的に多数のて、先述のように大河・小河、あるいは拠点地域別に重層的に多数ので、食糧を含めた軍需品の輸送のために、道員・知府の指示によ

行政編成の社会基盤

匹

期に即して、行政編成の社会基盤を見てみよう。 ・しかしここでは、集約的農業が発達し、小商品生産が広範に行わる。しかしここでは、集約的農業が発達し、小商品生産が広範に行わは、一般的には戦国期における国家の立ち上がり、およびそれに先行は、一般的には戦国期における国家の立ち上がり、およびそれに先行は、一般的には戦国期における国家の立ち上がり、およびそれに先行

メンバーシップの不確定

1

た。
日本近世中期以降における人口の停滞は経済成長の停滞を意味するたらしたもので、むしろ村内への剰余蓄積を可能にするものであっのではなく、定額化された年貢の村請制度のもとで、村を構成する家のではなく、定額化された年貢の村請制度のもとで、村を構成する家のではなく、定額化された年貢の村請制度のもとで、村を構成する家

地域のメンバーシップを流動化させた。 ることなく継承される日本と対照的に、増加し・移動する中国の家は、 家名・家業・家産を継承する経営体としての家が、 業を可能にしたことなどを前提条件に、 さらに急速に展開する小商品生産が、多くの農外余業・商工業への就 地への対応度の高い農産物が食糧需要を支える条件を形成したこと、 水稲や小麦などの伝統的主穀の以外に、トウモロコシや芋類など乾燥 四川省の人口は激しく増加する。 それに対して中国では、 均分相続を前提とする父系制社会は、 域からの移民が峠を越した乾隆期になっても、 同時期に急激な人口爆発が起きる。 人口が課税基準でなくなったこと、 人工爆発がこの時期に起こっ 多くの家を社会に放出した。 表で見たように、 原則的に分割され 長江中

営に転化しうる。おる条件のもとで、小経営は大経おける規範の形成が不可欠である。然る条件のもとで、小経営は大経むためには、一般的には経営という団体の内部、および経営相互間にいても経営相互間においても分業化が進み、生産と流通の効率化が進い工業における流動性は、それを一層顕著に示す。経営の内部にお

らの運送稼業を継承・転貸する権限を主張しうる存在であった。 者としての性格を持つ半面で、牙行本体の経営権の移動に関わらず自 でも挙例したように、巴県の脚夫には牙行等の営業に付属する管行と でも挙例したように、巴県の脚夫には牙行等の営業に付属する管行と がれる脚夫営業が存在しており、彼らは一面では任免される被雇用 呼ばれる脚夫営業が存在しており、彼らは一面では任免される被雇用 呼ばれる脚夫営業が存在しており、彼らは一面では任免される。報告 とは縁遠い。当時の経営には、経 おける経営は分裂的で、「法人格」とは縁遠い。当時の経営には、経 おける経営は分裂的で、「法人格」とは縁遠い。当時の経営には、経

脹や私号花売などの自己商売、支用と呼ばれる合股からの自己引き出ばしばある。合股の内部には、合股参加者それぞれの管理する個別客う共同経営と考えられているが、一体的な経営とは言い難い場合がし合股は一般的には、資金を調達するために幾人かが出資しておこな

負債はそののち、個別に返済される。例である。合股の金員は決して合股体の資産を形成していなかった。際して顕現する。解散時には元の所有者に出資物を返却することが通し金が存在することは常態的である。こうした分裂性は合股の解消に

任に帰せられる例が多い。 個別経営内部の責任も、最終的には取引当事者である店員個人の責

同様な事例は、〔(嘉慶十四年九月) 周徳文供状…… 『巴県档案選編 下九一」にも見られる。 上三六三][道光十六年十月十七日艾錦龍告状…… 及貨物吊号等件。 中資本折尽。而且尚虧空客帳三千余金。是以停歇客帳。 立包管字人劉文碧。 得一賠十。..... 有生発。 自愧之甚多。刻已査出二千余金。 内外大小事。分務付託晚管理。 決不能昧此良心不還之理。 [劉文碧包管字約…… 倘有錯訛。 自幼在黄燱順号。 自有劉文碧到場経算。倘有私収客帳 此項理応照数還出。 因己無才。 以及店内所該人項。 学習生意。 『巴県档案選編』 諸事荒疏。 『巴県档案選編 承師 ……如晚稍 人該店項 下八七 兼知帳内 不惟将店

管行の場合を例にとると、益権は限りなく細かく分割されて売買され・貸し出される。先に見たこうして営業は一体性を欠く場合が多いが、一体性を欠いたまま収

世龍出頂約……『巴県档案選編』下二〇]十成。内将三成出頂。両約生意共八成。情願出頂与人。……[譚原得頂五成。又己手所接弟輝夢名下八股生意之内一股。今又均作手所接王復興名下正大糖行八股生意之内一股。股内老約均作十成。 立出頂脚力生意文約人譚世龍。情因負債難償。無従出備。懇将己立出頂脚力生意文約人譚世龍。

貸借される。 た例は無数に存在する。労働実態とは乖離して、収益の利権が売買・八股の営業権が、一股をさらに十分割して貸し出されている。こうし

間から差し引く慣習であった。 を営んでいる管行のあいだでも、 せ、数年ならずして経営を交替させ続け、牙行の存在を前提に輸送業 牙行が、実は少ない資金で大きな取引を行い、 の値段よりおそらく高い輸送料契約の事例、 る契約を結んだうえで、 が、船の値段より高い八一○○○文の輸送費で米と銀を湖北に輸送す 前提条件の一つである。 『巴県档案選編』 **『巴県档案選編』** 船を捨てて逃亡した事例などがある。 上四二一」では、 上四二一] [嘉慶二十四年六月三十日朱万順稟状…… 途中で逃亡したことを語っている。 [嘉慶二十四年六月二十九日楊耕万告状…… 牙行の休業期間は管行生意の出 銭三五〇〇〇文で船を入手した男 船主が運賃を受け取った 商業の中核とみなされる 頻繁に売買を焦げ付か 他にも船 頂期

すると、

分裂性とともに、

資本の有機的構成が低いことも、

商工業流動化の

「公共業務」の存在形態

たりする。 業務であったり 社会においても共同体の課題であるということはない。それは国家的 共同体型社会において共同体の課題として遂行される諸業務が、 た業務の存在自身が、 よって遂行されるものと考えられ、甚だしくは水利・道路修理といっ する一般的業務は、 小農経営を基盤とする前近代社会において、それらの再生産を保障 水利はそのもっとも典型的な事例である。 (地方官の組織化を含む)、時には私的な業務であっ かつては共同体もしくは領主 共同体の存在を立証するものとされた。 (あるいは地主) に しかし 他 0

議論の上で、対策が知府に報告された「道光六年四月巴県正堂勧論築農業のためには、水利施設への配慮が重要である。紳耆糧戸を集めて量そのものは一〇〇ミリ程度(熊本は二〇〇〇ミリ程度)で、灌漑晴れの日は年間三日と称され、霧にこもる巴県ではあるが、年間降水道光六年、布政使の指示を受けて巴県は旱害対策の告示を発した。

これを受けて、水利施設整備報告書が提出される。その一通を紹介で争いを防止するよう。こういった内容を奨励するものであった。公共朋修に関わるものについては出資に応じて分水を定め、碑に刻ん公共朋修に関わるものについては出資に応じて分水を定め、碑に刻ん公共朋修に関わるものについては出資に応じな分水を定め、碑に刻んと、記入の上で、六月以降、逐次県に報告すべし。神耆糧戸には帳簿を支堰開塘条規……『巴県档案選編』上五』。その特色は、築堰開塘安設堰開塘条規

長二十三丈。高十丈。寛三尺。 廉里九甲。地名大谷渓。離城二十里。糧戸張魯江。補修古堰一道。

……(以下略)…………[道光六年巴県新修旧有堰塘登簿……

『巴県档案選編』上五]

考えられる。 一二甲の事業のみであり、これ以外にもかなりの報告があったものと一二甲の事業のみであり、これ以外にもかなりの報告があったものとている。この二つに載せられているのは県下九里八四甲のうち、六里られている。両者併せて堰二七道、塘四二口の新設・補修が報告され『巴県档案選編』上七にも、同様な内容の九月十六日付の稟文が載せ

トル程度である。

い。塘については、幅が長いもので十余メートル、短いもので三メーい。塘については、幅が長いもので十余メートル、短いもので三メーなと、河川を堰き止めて導水する施設というより、機能的には塘い近ると、広範な地域から短期間のうちに報告されており、「補修」を公こと、広範な地域から短期間のうちに報告されており、「補修」を公これらに見られる特色は、全ての水利施設が個々の糧戸に帰属する

い。それは構築主体の社会的性格を表現するものである。確かに四川この水利施設の形状は、必ずしも巴県の地形が規定したものではな

近世中後期において、 よる「井出」「溝」と呼ばれる水利施設は各地にみられ、 期限付きの借用金を加え、 責任者とする手永で、 総計七二へクタールの灌漑耕地を作りだした。企画・実施は惣庄屋を ぎ出し、幹線・支線あわせて全長四一キロメートルの水路網を構築し、 ぎ、これによって台地の下を流れる川から数十メートルの標高差を稼 高さ二〇メートル、 り土を設けて高さを調節しつ五キロメートルの導水路を設け、 を設け、阿蘇火砕流の縁辺部分を巧に利用しながら、各所に隧道や盛 とする水利施設は、 省東部 実施しうる広域性を持つにいたった村落共同体であった。 水道橋で越え、 上位集団である手永であった。 点では熊本藩も同様であり、 江に数十キロレベルの長さを持つ河川が幾本も流れ込んでおり、 近世中後期において、 の年較差も著しく、 耕地の上縁に沿う形で、 乾田化可能な水田を大規模に整備することも可能なはずである。 の台地や山脈に対する長江・嘉陵江の切り込みは深く、 であったことは自明である。 長大な水路が中規模平野全体を灌漑する。 以下のような形状をなす。河川上流に取り入れ 長さ七六メートルのサイフォン式の水道橋につな 個々の農民・村落の利害を調整し、 こうした河川 経費は手永の独自財政たる会所官銭に藩からの 熊本藩でこれを実現したのが、 合計七一一貫余りであった。同様な技法に 定の広域性を持った灌漑網を構築する 村落を横切り、流れ込む支流の河川は 矢部手永に作られた著名な通潤橋を核 しかし巴県内からは、 からの灌漑が、 前近代の技術では 村落共同体の 実施主体は 上流より取 長江・嘉陵 策を形成 これを かつ水

0

四月 権の私有の公的確認の機会となるという見込みがあった。 ともあれ清代後期の巴県においては、先にみたような小規模な水利 の告示をうけ、 その所有 おそらく谷地田的性格を残しつつ、多数、建設もしくは登録 ・管理主体は、 続々と報告され 個々の土地所有者であった。 た背景には、 こうした報告が水利 [道光六年 しかも

> 先の事例もその一つである。 執照もその一つであったが、 いて、 されているのは塘堰での水死事故に所有者は責任を負わないことので + で確認されていることが、 上九〕では、堰の水を二分することが、先の事業にかかわり県の朱照 あるが、 出動を求め、夥しい数の快頭の立ち会いの下で検分し、 事業主に対して県が発給した執照の一 最も期待されるのは県の承認とその物理的表現であった。 初一日巴県塘堰執照…… [道光八年正月二十八日生封文光告状…… 告訴の根拠とされている。 分水施設の確認に「官断如山」 『巴県档案選編』 例である。 上八 ここで文面上保障 『巴県档案選編 水利権争いにお は、 碑刻とした として県 先 連

も回避されることが喫緊の課題であった。 す家数の増加は抑制される必要があり、 同体が年貢負担の主体である限り、 範囲であるか否かが問われている。 やがては社会保障という国民国家の責務として、 が位置づけられ、今や新自由主義のもとで、 にも見える。しかしながら近代においても初期には慈善という形で、 個人もしくは家族の再生産は、 般的共同業務の範囲外にあるよう 近世日本社会においては、 無用な人口増加と、 逆に人口の減少と、 それが社会と国家の責任 個人と家族の再生産 それを生み出 村落共

東省の救済などに支出され、 総督の指示により作られた郷鎮積穀などがあげられる。このうち地方 県の倉である常平倉と監倉、 0 最も重視されたのが積穀である。巴県においても、 石単位の蓄積を謳っていたが、 原額が、 院の直接関与によって蓄積された豊裕倉・常平倉・監倉などは 国においても、農民家族の再生産は、 商民より調達し八省客長の管理に委ねることとなった八省積穀 一万四千石を残すだけとなっていた。この時期、 民間の社倉、 咸豊八年に調査してみると八万四千余石 金川会蜂起、 ある種公的な課題であった。 義倉、 浙江省の倉穀の補填 府倉である豊裕倉、 知府の稟請による 二〇万台 二万

た八省客長の積穀も、清末・民初の動乱の中で烏有に帰す。開けてみなければ分からない管理そのものが問題であった。期待され糧としては、この額は余りに少ないだけでなく、種々流用され、蓋をから四〇万台へと急速に増大する人口、そこから求められる緊急の食

いた(民国『巴県志』巻四下、倉儲)。 積穀としての実態を失い、かつ咸豊八年の調査時には完全に逸失して二五年、一方的に県城・白市駅・木洞鎮に集中されてしまい、地域のこうした状況に加え、民間の積貯であったはずの各甲の社倉は、嘉慶

置したものと、 によると民国 について最も総括的に示しているのが、 より社会的に評価をうける行為は、 各種の目的をもった「堂」「所」「院」などの施設からなり、)項目に入る「慈善」である。 「慈善」 「自治 一四年の段階で、 の重要事を占めること自体が特徴的である。 三余の善堂が存在したとされる。 官督紳辦・紳辦の後に政府が接収したものとが区別さ 四〇余所の 個別の救貧活動であった。 民国 が 「慈善団体」が数えられ 「県議参会」「城鎮郷会」 『巴県志』 紳士らが自ら計画設 巻一七の その中身 同書 巴県 自

> 基金が集められ、その運用益で活動が行われた。 が現われるが、それ以前に一貫して掲げられるのは孤老・節婦の救済 済院など、 も古いものは雍正一三年の孤貧糧で、 目的のために、 ているが、 育嬰である。女嬰を育てることを明示した普善堂もある。 他地方でもしばしば見られる実業伝習を目的に掲げるもの 両者の間には出資上の截然たる区別は必ずしもない。 至善堂の一八六〇〇両、 民国期以降には一五年の貧民収容所、 乾隆三年の養済院、 育嬰堂の 九一〇〇両といった 二〇年の傭工 乾隆四年の

るかは、深刻な議論のもとに、 では、農民への資金援助は、 務であった。 善」でなく、 てられる場合もあった。救済は、 めの土地の手当ても伴いながら検討された。このため最貧層が切り捨 るまでに仕立てることを目的になされていた。どの家を救済対象とす 建のためになされたことと、 ることである。 くとも近代に入る前には、 これらは二つの点で特徴的である。一つはその機能の多くが、 年貢請体制下における村落共同体の存在をかけた共同 日本近世中後期における零落百姓への対策が、 憐むべき個人の救済・延命に当てられてい それは対照的である。 自ら経営を再建させ、 時に入札(投票)まで行い、再建のた 決して個人の救済を目的とした 借入金を返済でき 近世中後期 の日本

甲烟 嬰は文字どおりの き」は明らかである。 ずであり、男子の早逝傾向を考えると、出生時における選択的 比重を占めていたかは、容易に推測される。先述の は〇・七九である 戸男丁女口花名総冊」に示された巴県の人口の男女比 外来居住者、 慈善」 普善堂の事業はこれを前提に成立していた。 (表参照)。この時点において、 使用人なども含めた人数が記録されていたは 事業であり、 一般的公共業務とは異質なも 「道光四年巴県保 同冊籍には子 (女子/男 「間引 育

五

接していたのか 彼らとそれを管轄する書差とは、どのような関係をもって社会と 上述べてきたような基盤の上に城鎮・郷村の職役戸が存在してい

れたものであり、 なす皂隷・快班・壮班の三班は、 書差と職役戸とは、 原則的に無給の職務執行者であった。差役の中核を 連続性をもった存在である。胥吏は役から生ま 明代衙役の中心であった。

任者である夫頭、 る場頭 執照が支給されるという手続きを踏む。設置が必須ではない場におけ 欠員をうけて新規の人員を県衙に推薦し、本人の承諾書を提出の上で、 任用方式においても職役戸と書差は類似している。郷約・ ・客長についても、 船帮の首人についても同様である。 同様な手続きが踏まれる。 同業者組織の責

されるのは書面上の形式であって、 ある推薦がなされ、承認される。ただし書吏・差役の筆頭者 書吏・差役についても欠員補充申請を受けて、事実上の昇任人事で の場合は、 業務集団であるとともに利益集団である書差の昇格は、上 道員・総督の承認を求める必要があったが、 人物評価ではありえなかったと考 (複数を 問題と

> 公然と通用した。 否認される場合は史料上見られない。下層の書差については職役戸へ 任命を逃れるために、ただちに快役に挂名投役するという便法が、 の保挙によってすすめられ、後述の職役戸との競合の場合も含めて、

司

と連続的ではあるが、そこには深い断絶があった。 ば書差の収奪の窓口にされた。制度形式と歴史的分離の経緯からする された事例や、中間搾取事例ももちろんある。しかし職役戸はしばし 上、書差集団であるからこのような結論になるのが当然とはいえ、県 ちに郷約を辞退しようとした一例を除いては、全て書差の立場からの 対応においても同様で、「二役」が競合する場合、 書差であることを理由に、職役戸を辞退している。これは県衙の側の 役であると位置づけられていることを示している。しかし両資料集に 戸にもメリットが生じうる。解任された郷約が挙人の名をかりて再任 であったと思われる。立ち回り如何によっては、書差のみならず職役 の側からしても業務の遂行のためには書差の確保と円滑な運用が必要 言い分を聞き入れ、職役戸選任の再検討を命じている。審査者が事実 収められたすべての事例において、二役に関わる場合、申請者は必ず、 「二役難当」である。 任じられている場合はもちろん、先述のような駆け込み書差も含めて、 職役戸に充てられようとする場合、 両者の形式的な連続性は、職役戸負担を断る理由にも用いられる。 書吏・差役と職役戸が、 それを逃げる口実は、 建前上はなお何れも職 極めて短期間のう 既に書差に

薦など、様々な形式がありえた。その結果は、 薦から始まるが、 表とはいえない。先述のように彼らの選任は、先任者の辞退に続く推 ておこう。まず彼らは構成員からその能力を評価され、選出された代 社会と行政の接点を確認するため、 生員の名を借りて再任された先述の事例のほか、 推薦者の要件は特定されていない。 職役戸の性格につい 自分は不適任だという 革職された人物 紳糧らによる推

| では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 ではないが、 時的な外来者を客長に充てた、等々。真偽の程は確かではないが。 正に推薦された、字もしらない父が郷約に推薦された、ごろつきが一方ものの他、田糧はあるが実質は小作人であるのに郷約にうらまれ保被推薦人からの枚挙にいとまない稟状である。先の書差との競合を言

端的 ろにして、三たび千厮門水巷子川帮の夫頭に入り込んで銀銭を使用し、 という優遇を受ける。 となる。 夫頭の職権合計二分を買い取り、帮に入り込んで公事を管理し、 あった葉林富は、 彼らの職権は売買される利権でありえた。 この処理が県衙に持ち込まれる。 八年になって数百両の使い込みが発覚して、県に訴えられ再度追放 同業集団の代表者は、 に示している。 『巴県档案選編』 ただ帮に入り込んだ際の職権二分の代金を買い戻してもらう 『巴県档案選編 不正を行って帮外に追放となったが、 しかるに[道光三十年七月二十一日陳浩然等供 下一五」によると、葉林富は服約をないがし 差務負担に責任を持つ職役戸でもあったが、 下一五」は、 夫頭の利権化、 千厮門水巷子川帮の夫頭で [道光十八年四月九日葉林 帮の自律能力欠如を 道光 二七年に 道光

なっているという。 請示費用などが支出として計上され、また多額の厘金収入が未計上と 俊容の不正が訴えられ、書差の調査でも原告提出資料とは一致しなかっ おける重要な営業である靛行でも、 る千斯坊散夫の彭仕龍らによる厘金七五〇余千中、 ない。連年徴収する厘金は三○○○両に上るが、雑用全てで二○○余 帳簿に記載された厘金三四〇〇両は告訴者への支給、 業集団の経理もしばしば杜撰であった。船帮などとともに巴県に 『巴県档案選編』上三五三]によると、帳簿を管理している蔖 この不均衡な会計が委託されること自身がこの集団の非自 ている。 八省客長も非を認めつつきっちり計算しようとし 磁器業会首の二三○○両の不正会計、 [道光九年三月初七日潘万順等稟 四八〇余千の 経費濫用、

化など、公金の私物化事例は多い。

人の公式的な名義については報告したものの、知府の指示を受けて調査を行った際に、八省客長たちは、牙行名と商い。嘉慶六年に、八省客長が巴県内の牙行とその営業内容について、諮問をうける八省客長も、自らの下にある主要商人すら把握していな高い地位を持つと見られがちで、確かに様々な事件に対して県衙の

光九年四月十二日池才順等稟状……『巴県档案選編』 排解に直面しても、 として肝心の問題点の調査については回避している。 秉公正。 ねて八省客長たちに調査・報告が求められるが、 七日潘万順等稟状……『巴県档案選編』上三五三] 唯家道殷実与否。 年六月二四日八省客長稟状……『巴県档案選編』上二五二] 但目前幷無哄騙実据。未便指其一定虧空客本之人。…… [嘉慶六 如憲諭所云。有以些小資本。装飾斉整行面者。 雖属同省。 委縮不前_ 俱系別府別県之人。 」という有様であった。 相手によって腰が引ける。 可免将来虧空客本者。内有幾省人数衆多。 大半素不相識。 先の 「惟客長傅載文。 如此行戸亦属不少。 未能詳晰周知。 の案件でも、 [道光九年三月初 上三五四] 八省客長たちは 道

に展開する。 こうした状況の下で先述千斯坊散夫の厘金私物化の一件は次のよう

仕龍・廷貴将帮内厘金公櫃。 稟復給示定案。蟻等因訟費累及。 查両造告示。 将此桟堆花生意私売李相高等。 ……去四月水巷子集豊桟改開花桟。被帮内散夫彭仕龍・ 共入厘金銭七百五十余千。 又賄郷約康正光。 狼狽相依。 均無堆嗎字樣。 恣意侵吞。 朦簽陳浩然・劉興朗 抬至伊家覇管。 議明自後新開行栈。 蟻等控前張主審訊。 蟻等査明 挪借多金。 除分給三夫銭二百七十余銭 賑簿。 不還挪借公項。害蟻 応帰公項填還 李興順・ 自去四月起。 札委八省客長 陳廷貴。 陳双和

投明七門夫頭理論。 侵吞四百八十余千。 道光十九年葉正順告状…… 向伊清算吐還。 均畏悪等猖獗。 『巴県档案選編』 胆仗康正光之勢。 簽称未奉恩委。 下二二 不敢言公。 逞凶辱罵。

ていると考えられる。 るからでもなく、 るからではなく、 ほどに力を発揮できるのは、 の保証人等として多方面に影響力を発揮している。郷約康正光がこれ 郷約としての肩書で公式の場で交渉・合約するとともに、 中だけでも、 約であることに根拠を置いていない。康正光は、 注目すべきは 管見の限り、少なくとも九か所に登場する実力者である。 「康正光之勢」である。この勢いとは、 社会関係内部における個人的な実効的影響力によっ あるいは県衙からその地位をオーソライズされてい 基盤となる社会から承認された代表であ 『巴県档案選編』 おそらく彼が郷 私的な金銭

に記す。 八」では、 [道光二十六年五月二十一日巴県告示…… 知県は巴県が水路の要衝であることを述べた後、 『巴県档案選編 次のよう 上四

兼充二三役。把持嗎頭者。 本県到任後。 ……必得老成明白。 今査得。各帮口有多年已革已故之人。而別首名頂充者。 支応招呼来往差徭。歴来以来。辦里尚未遺誤。 調査帰 年軽力壮之人。承充船帮首事。 (田?) 有虚懸帮名。竟無人支応者。 案。 先年原分大河・下河・小河三起 方是以資辦理。 惟積久弊生。 有以一人

させて執照を発給することになる。 が見たのは船帮・首事体制の解体状況であり、 年から二十二年まで巴県知県の任にあった。 道光二十六年に巴県に到任したのは李世彬であるが、彼は道光二十一 四年を置いて復任した彼 改めて急ぎ船首を保挙

で共同性に乏しく、 職役戸そのものは、 県衙から与えられる権威にも限りがあった。従ってかれらの その上に代表性を十分に持たずに掲名されたもの 先述のように、よって立つ社会的基盤が流動的

果たす社会的機能も限られていたと見るべきであ

制

作成、 応の支払をうける実務者であったという資料も残されている。 にゆだねられたが、彼らが明末にいたっても里から大造にあたって相 に広く割り当てる体制が作り出された。 調停機能も村落に委ねられ、 は、 清代後期の巴県においては、 里百十戸の職役を 糧の徴収・輸送等の業務が全ての人戸に求められ、 郷書手を始めとする書吏機能を可能な限り削除し、 毎年十一戸が輪番で担当する明初の里甲制体 県衙等での雑役まで含めた業務も、 職役戸の位置と彼らの業務比重は格段 文書業務は里長のもとの里差 初級の紛争 賦役黄冊

されるが、明初の里甲制のように十年に一度といった任期はなく、 に低下している。先引の道光四年の保甲烟戸男丁女口花名総冊による 統括していたことになる。 不明な三名強の約保が統括していたことになる。 万人が居住している。一甲約三九〇〇人、これを代表性もなく資産も 七〇人が、一つの廂には七二四人が居住しており、これを約坊・ 使費」を必要としたはずである。 申請によって解除されるものであり、 県城には二八の坊と一四の廂が置かれており、 県城外には八四甲が存在しており、 その際には当然それなりの 約保は時に一斉更新 一つの坊には 約三二 二九

が村落運営に参加した。単純に人口に対する比重からしても、 規模の職員が執務しており、 かも彼らは職能訓練をうけた代表者であっ 略述したが、そこでは平均人口一万人程度の手永に惣庄屋以下数十名 1後期の自治を基礎とした行政組織は、 先に近世日本における発達した農民の自治を基礎とした行政組織を 庄屋を筆頭に、十名程度の村役人が選任されて、 手永の下部に二〇ないし三〇存在する村 明初里甲制のそれに近い。し かなりの階層 日本近

上 |述のように数千名にも及ぶ書差は、 希薄で基盤の弱 い職役戸 の機能局面は限定されざるを得なかった。 社会の末端まで、 地域ごと・

からも日本で販売された司法マイクロからも、十分確認することがで 残念ながら、これらの業務遂行を直接示す資料は、 徴税そのものは、 李氏も簡潔に整理されているように、 り税糧の完納に終わる一連の業務を完遂することは不可能であった。 求められた。しかしかのスタッフの質と量では推収 村の郷約・保長については治安・教化の大義の他に、 と必要物資の調達 に排解の役割を期待され、 題ごとに入り込んでいた。 郷里に配置された快役の取り分多い職務であった。 (貨幣化も含む)、いわゆる衙役が命じられた。 同業組織の首人については、 職役戸の機能は、 推収 ・過割は戸房の職務であり、 坊廂の長については主要 刊行された資料集 ・過割からはじま 税糧への関与が 衙門での差務 郷

甲

収すべき租が、 料がそれを示している。 ただ郷村の職役戸が徴税に関わった範囲については、 郷約などによって集められている。 場については、その地で営業する商人より ある程度の 資 徴

銀銭。 据此。 一日巴県牌…… 務須四季催納斉全。 合行給牌。 為此牌給該郷約曹正詳執照。 『巴県档案選編』 按季如数呈繳。 下三〇五 嗣後経収較場地租 道 光二年九月二

給したとされている。 もない郷保が、 の提冊によって烟戸冊が作られ、 冊の関係が記されている。 隆滙編』二〇九]に収められた五通の稟状・告状には、 いて郷約が花戸門牌を支給するはずであるが、この場合、 乾隆二十七年廉里七甲徐朝柱枉法黄成泰等七戸不聯門牌案…… 書吏とつるんで冊籍にはない人物たちに花 郷保の職責と限界の一部である。 刑房経承と快役の報告を総合すると、 底冊が内署に保管され、 職役戸と保甲 それに基づ 資産も居所 戸門牌を発 牌保

『乾隆滙編』二〇七〕では、 税糧の徴収に関わって、 示的な資料が存在する。 付加税については、 郷約が任期終了に際して「倉穀去年九月 [乾隆四十六年四月八日鄧廷献稟…… 郷保が徴収まで関わ

> いる。 三十八年十月初七日張継遠柔稟…… 隆滙編』二〇一」では夫馬倉穀を 甲の郷約が 、数完納」したこと、「乾隆三十三年六月初十日諫思賢簽呈…… 「照糧該派軍需一千三百文」を払わないことを指摘して 「俱已辦交清楚」 『乾隆滙編』二〇六〕では、 したこと、

如

である。 料は見つけられなかった。納期ごとの奨励金、 見られるが、 徴税期が迫ったので郷約・保長の補充が必要であるなどの記述はまま 編』一九三][乾隆三十三年二月十六日巴県正堂執照…… こなっていること、[乾隆十七年三月二十六日巴県執照…… 利得とする快役による徴収という李氏の概説を覆す必要は、 九九〕で保長の任用に際して、 -の花戸数・原額正糧銀を典吏と一致させよという総括的 しかし正税部分については、 『巴県档案選編』下三〇五] 徴収と納入を郷約・保長が独自に実施したことを示す資 [道光二十九年四月二十日巴県簽充郷 「催督糧務」を指示していること、 で、 郷約任命に際して、 代納の際の利息などを 『乾隆雁 岩示をお

六 おわりに

意の中で実現していく。 な租税国家が出来上がった。 として受け継がれた。農民の一 行過程であった。領主的土地所有は秩禄処分・地租改正によって完全 地租二分五厘への引き下げによる農民からの合意調達を前提に、大き に廃止され、 明 末端村落から県レベルにまで組織された農民 治維新は世界史的にみて、 幕府・藩に集中していた地代は一括して近代国家に租税 緊張の中で地方議会が生まれていくが、 地租改正を始めとする明治初期の諸 おそらく最も平和的かつ純粋な近代移 揆と一部士族の反乱の両者に直面 の要求との対抗 政策

は、もはや言うまでもない。こうした展開が、上述した近世末期の社会の中で準備されていたことと地方行政組織を担ったのは、旧来の村落共同体の代表者層であった。

策と、方法を異にする。
形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間

書差集団が、社会の末端に入り込むことになる。とは進まず、権限の根拠と業務範囲、取り分の帰属の不明確な膨大な政を末端で担う社会集団は、社会の流動化も受けて安定した組織化へ式は土地へと一本化され、貨幣化された租税国家が現れる。しかし行式は土地へと一本化され、貨幣化された租税国家が現れる。しかし行中国においても小農経営の発展と商業的農業の展開の下で、徴税方

現は困難であった。

現は困難であった。

現は困難であった。

現は困難であった。

の国民政府のもとにおいては、社会の末端に到る統合実調査事業の上に、大がかりな田賦整理事業がなされた。しかし正式党が試行され、やがて合作社が建設される。徴税体制については様々なが試行され、やがて合作社が建設される。徴税体制については様々なが試行され、やがて合作社が建設される。徴税体制については様々なが試行され、やがて合作社が必要であるとみなされ、商会が設立され、続めに同業集団の規律化が必要であるとの未満に入って、傾しいに関係の国際的低下と国内生産力の上昇によって、傾国家取り分は銀価値の国際的低下と国内生産力の上昇によって、傾

合を回復する。前提としてのイデオロギー的統一、冷戦下の軍事緊張、中国は、急進的社会主義体制のもとで、はじめて末端に到る社会統

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

で、新たにその活力を発揮しようとしている。

によって再構築された。その成果は、二〇世紀後期から本格化する企によって再構築された。その成果は、二〇世紀後期から本格化する企業の多国籍化、それがもたらす技術と経営の移転(=社会の相対的規模化)を踏まえた。国家は自律的た党委員会・各経営を末端とする社会機構に一対一対応して設定され

伊藤正彦『宋元郷村社会史論』二〇一〇年、汲古書院

1

- 3 2 三手永の内高約二万石を案分加算して、 に点在する三つの手永の面積を加算するために、 これから玉名地方・八代地方を中心とする明治以降の干拓面積を差し 書物の教示を得るとともに、 領を除き、 稲葉継陽の各氏から、多数の具体的教示をいただいた。ここに謝意を 表したい。 現在の熊本県の面積から、天領である天草・五家荘、 本稿を草するにあたって、 およそ四八四〇平方キロの面積を得る。この値に豊後街道沿 現在大分県竹田市に属する久住手永の一部を概算で加える。 但し、論文の読み取り方も含め、 伊藤正彦氏から里甲制等について、 日本史については、吉村豊雄・三澤純 約五○○○平方キロを得た。 誤りは筆者の責任である。 肥後の内高七四万石、 および人吉藩
- 究所学刊』第六集、二〇〇九年。 5 欒成顕「明清戸籍制度的演変与其所造文書」『中国社会科学院歴史研
- 6 山田賢『移住民の秩序』一九九五年 名古屋大学出版会。

- 世社会形成史研究の課題」、二〇〇九年、校倉書房。7 稲葉継陽『日本近世社会形成史論――戦国時代論の射程』序章「近7
- 8 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』 一九八五、東京大学出版会
- 9 藤木久志『刀狩り』二○○五年、岩波新書。
- 文化学年報』五、一九八六年。 10 横田冬彦「近世村落における法と掟」『神戸大学大学院文化学研究科
- 年。 貢租はその四分の一」『熊本史学』八九・九〇・九一合併号、二〇〇八 1 養田勝彦「天保期 熊本藩農民の経済力――生産力は二百万石以上、
- 六四年、『明治維新の基礎構造』所収。12 中村哲「封建的土地所有解体の地域的特質」『人文学報』二〇、一九
- 主義の形成』一九六七年、『明治維新の基礎構造』所収。 13 中村哲「世界資本主義と日本綿業の変革」河野・飯沼編『世界資本
- 14 蓑田勝彦前掲「天保期 熊本藩農民の経済力」。
- 17 菅原憲二「近世村落と村入用」『日本史研究』一九九、一九七九年。16 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』二○○二年、東京大学出版会。
- 藩の地域社会と行政』として示す。本藩の地域社会と行政』二〇〇九年、思文閣出版。以下同書を『熊本本藩の地域社会と行政』二〇〇九年、思文閣出版。以下同書を『熊本』 吉村豊雄「近世日本における評価・褒賞システムと社会諸階層」『熊
- る。

 「一揆が少ないといわれる熊本藩において、端的に示されていい一人では、東田のであったことは、蓑田勝彦「肥後藩の百姓一揆の一揆が少ないといわれる熊本藩においても一揆が存在し、その多く

- 『地域社会とリーダーたち』二〇〇六年。吉川弘文館。21 三澤純「幕末維新期熊本藩の地方役人と郷士」平川新・谷山道雄編
- 前掲蓑田「天保期(熊本藩農民の経済力」。 前田信孝「郷備金の研究覚書」『市史研究くまもと』八、一九九七年

22

吉村豊雄『藩政下の村と町在』(一の宮町史、阿蘇叢書三)二〇〇一前掲吉村「近世日本における評価・褒賞システムと社会諸階層」。

24 23

前掲蓑田「天保期(熊本藩農民の経済力」。

25

- 26 前掲吉村「日本近世における津波復興の行政メカニズム」。
- 研究』五六〇、一九八六年、『日本近世農村金融史の研究』校倉書房27 大塚英二「村落共同体における融通機能の組織化について」『歴史学
- ○五年。 ○五
- 29 前掲吉村「日本近世における津波復興の行政メカニズム」。
- の地域社会と行政』。三澤純「幕末維新期熊本藩の『在地合議体制』と政策形成」『熊本藩
- 「「「「「「「「「「「」」」」」」「「「「」」」「「「」」」「「『『「」」「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」「「」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」「「」」」「「」」」「「」 「 「 」」「「」」「 「 」」「「 」」「 「 」」「 「 」」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」「 『 』」

31

- 33 木山貴満「幕末維新期熊本藩における軍制改革と惣庄屋」『熊本藩の史学』八二、二〇〇三年。22 西村春彦「宝暦〜天明期における肥後細川藩の農政と請免制」『熊本
- 34 同治『巴県志』巻一によると二九坊、一五廂。

地域社会と行政』。

- 35 『巴県档案選編』 [嘉慶二十一年正月二十九日仁里十甲余学魁節里五甲胡回生稟丈…… 下三〇三〕では五渡河場が仁里と節里にまたがって設
- 出させること、差役を発するに際しては知県が自ら行い、内署家丁と 劉衡は、その『自治官書』の中で、墊入江県での履歴として、 面接させないようにとの注意を記している。 際の堂西の机には、内署の持ち込む事案について家人の署名の上で提 後に裁判制度、 差役制度に関わって伝記を引用する道光年間の知県 裁判の
- 「清代巴県衙門書吏与差役」『歴史档案』 一九八九―一。
- 38 周保明『清代地方吏役制度研究』二〇〇九年、 Clerks and Runners in the Qing Dynasty, Stanford University Press, 2000 一)』一九九三年、中華書局。Bradly W. Reed, Talons and Teeth, County 王笛『跨出封閉的世界-——長江上遊区域社会研究(一六四四—一九 上海世紀出版集団
- [工房書辦李星吉稟状……『巴県档案選編』上三六四
- 40 [道光七年四月八日温遠発等稟状……『巴県档案選編』下一○]。
- 41 九八]。 [乾隆二十五年二月二十三日刑房経書瞿良春稟…… 『乾隆滙編』

42 隆滙編』二〇八]。 情県属各里甲郷保。 [乾隆六十年十一月初十日節里四甲毛家場頭張仕栄等簽呈…… 于本年二月初三・初八・十三告期新簽更替。

- 43 九九六年、 山本進「清代四川の地方行政」名古屋大学『東洋史研究報告』二〇、 『清代財政史研究』 汲古書院所収
- 十年二月十一日魯子栄等稟…… [乾隆三十三年四月二十五日朱季聖稟……『乾隆滙編』二〇〇][三 『巴県档案選編』 上三九七]。 『乾隆滙編』二二六][嘉慶七年一月汪
- 同八月二十七日巴県申……『乾隆滙編』二三三] によると、甘某 一年仟作任世賢病故任世学頂補文…… 『乾隆滙編』

にある任世学 と任世賢が巴県の定額の仟作であるが世が病死したため、「学習」の任 人を学習の地位に引き上げようという人事案が、 (おそらく一族) を任作に昇格させ、 跟随学習の中から 重慶府に提出され

- 46 五三。 後掲 [嘉慶六年六月二十四日八省客長稟状…… 『巴県档案選編』 Ŀ.
- [方日剛等拆伙約…… 『巴県档案選編』 上三四
- [道光三年十一月初十日譚志隆訴状……『巴県档案選編』 上三五一]。

48 47

- [道光九年三月初七日潘万順等稟状……『巴県档案選編』上三五三]。
- 50 49 [道光七年四月八日温遠発等稟状…… 『巴県档案選編』下一〇]。
- 52 51 曽我部静雄「宋代初期の役法」『宋代財政史』一九四一年、生活社。
- 岩波書店 いて――」『史林』三六―二、一九五三、 宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色 所収。周藤吉之「宋代州県の職役と胥吏の発展」『宋代経済 『宮崎市定全集』 -特に衙前の変遷につ 第一〇巻、
- 史研究』一九六二年、東京大学出版会。
- 54 前掲山本「清代四川の地方行政」。

53

倉持徳

郎

「四川の場市」日本大学史学会

『研究彙報』

一九五七年。

- 55 [乾隆二十八年四月十三日劉碩甫・王彩如簽…… 『乾隆滙編』一九
- 56 _嘉慶十年八月二十一日廉里九甲長生橋客長黄志清等懇賞執照稟…… [嘉慶五年七月十二日陳子堯等稟状⋯⋯『巴県档案選編』下三○一]
- 57 選編』下二〇九]。 [乾隆三十四年三月二十九日巴県簽充場頭客長執照…… 『巴県档案

『巴県档案選編』下三〇一]。

58 る 上二四二」では、 例示するなら[道光二十 広扣帮と広扣行が同一の集団を指して用いられてい 一年広扣帮公議章程…… 『巴県档案選編』 74

- 上二三五〕。 59 [道光二十九年渝城男工顧繍老板師友公議条規……『巴県档案選編』
- 档案選編』上四〇五]。 档案選編』上四〇五]。 上四〇五]。 上四〇五]。 上二年六月二〇日伍文龍稟状……『巴県

- 63 [道光二十五年九月呉大坤供状……『巴県档案選編』下九五]。
- 64 [道光十年正月十五日粛永泰告状……・『巴県档案選編』下八八]。
- 66 拙稿「明末清初の流通構造――杜騙清初の世界」熊本大学『文学部65 合股が必ずしも一つの経営を意味しなかったことについては後述。

叢四一

一九九三年

- 一日巴県執照……『巴県档案選編』下一~二]。67 [乾隆三十六年四月十日徐殿楊等稟状・同四月十九日稟状・五月十
- 9 『乾燥近十六年拾月二十六日巴県告示……『巴県档案選編』下二]。68 『乾隆四十六年拾月二十六日巴県告示……『巴県档案選編』下二]。
- 69 【乾隆五十八年八月十日巴県告示……『巴県档案選編』下二]。
- 70 [道光元年六月十一日何遠良等供状……『巴県档案選編』下八]。
- 73 [嘉慶九年三河船帮差務章程清単……『巴県档案選編』上四〇二]。72 [嘉慶十五年十月初九日巴県告示……『巴県档案選編』上四〇六]。

[嘉慶九年八省局紳公議大河帮差務条規……『巴県档案選編』上四

- 前揭王笛『跨出封閉的世界』

75

- 東京、『中国の歴史世界――統合のシステムと多元的発展』二〇〇二年、76 「明清社会の経済構造」第一回中国史学国際会議、二〇〇〇年九月
- 拙稿「牙行経営の構造」熊本大学『文学部論叢』七三、二〇〇一年。
- 前掲拙稿「牙行経営の構造」。

東京都立大学出版会、所収

- [道光十一年十月初八日范開科稟状……『巴県档案選編』上三七九]。
- [道光十一年十一月十一日余魁順稟状……『巴県档案選編』上三五
- 六

80 79 78 77

前掲拙稿「牙行経営の構造」。

81

- 会『史叢』一二、二〇〇七年。 文であった。蓑田勝彦「清田氏の拙稿批判について」熊本歴史学研究82 ここで一貫とは、銭建て藩札一貫を示し、藩札の銭一匁とは銭七〇
- 84 水利施設所有が個別的性格を持つ場合が多いことの今一つの表れは、84 水利施設所有が個別的性格を持つ場合が多いことの今一つの表れは、84 水利施設所有が個別的性格を持つ場合が多いことの今一つの表れは、
- 大塚英二『日本近世農村金融史の研究』一九九六年、校倉書三

85

- 8 前掲欒「明清戸籍制度的演変与其所造文書」
- 究』一六-四、一九五八年、『アジア史論考』下所収。 宮崎市定「清代胥吏と幕友――特に雍正朝を中心として」『東洋史研

- 89 隆四十二年王仕勝承充客長文……『乾隆滙編』二〇六]。 [乾隆三十四年謝占魁認充冷水場頭文……『乾隆滙編』二〇三] 乾
- 90 [道光十年二月三日夏芳才稟状…… 『巴県档案選編』下 以下。

[嘉慶十六年十二月二十二日羅希春等稟状……『巴県档案選編』上

91

四〇七〕及び同

[認状」。

- [乾隆三十一年仟作任世賢病故任世学頂補文…… 『乾隆滙編』二二
- 93 同上「重慶府札」。
- 94 二二四] など。 二二四] [乾隆三十四年六月十一日捕頭姚章等保挙稟…… 『乾隆滙編 [乾隆三十二~三十三年刑房典吏何承先等保状三則…… 「乾隆滙編
- 95 『巴県档案選編』下三〇三]。 [嘉慶二十一年二月二十二日智里四甲冷水場舗民陳双合等稟状……
- 三〇四] [道光三十年三月西城里糧戸周以政等簽状…… 『巴県档案選編』 下
- 案館蔵『順天府全宗』 センター彙報』一七、 こうしたことについては、 および蒲地典子 「清季華北の 宝抵県档案史料の紹介を兼ねて」『近代中国研究 一九九五年。 『中国農村慣行調査』 『郷保』 の任免 岩波書店 -中国第 一九五八 一歴史档
- 98 下三〇五]。 [道光二十九年四月二十日巴県簽充郷約執照……『巴県档案選編』
- 99 000 [乾隆三十六年十月二十四日胡国欽訴状…… 『巴県档案選編』下三
- 100 九七]。 [乾隆二十四年四月二十三日孝里七甲陳元魁稟状…… 『乾隆滙編
- 101 102 [嘉慶六年章景昌稟丈……『巴県档案選編』上二五一]。 [嘉慶五年十八月合州謝振棟稟…… 『巴県档案選編』下三〇二]。

103 [道光十九年葉正順告状……『巴県档案選編』下一二]。

104

- 編』下二二 春和立招拄平約…… 売舗面文約…… 富服約……『巴県档案選編』下一五][李益陵允譲約……『巴県档案選 日南帮夫頭声明…… 一十八日三帮合同約……『巴県档案選編』下六』[嘉慶二十五年五月八 本件のほか、 [韓瑞龍抵借銀約…… [康正光等作成約…… 『巴県档案選編』 『巴県档案選編』 『巴県档案選編』下六』[道光十八年四月九日葉林 下三四]。 『巴県档案選編』下二二] [龔何氏 上三五九] 『巴県档案選編』上三五八] [譚 [嘉慶二十四年十一月
- 頁 欒成顕 『明代黄冊研究』一九九八年、中国社会科学出版社、一〇三

105

- 106 的に安定性の高い地域に妥当するかは、 おける事例研究である。 本稿における職役戸・書差の体制が、 問題がある。 宗族制度などが発展した相対 本稿は、 巴県に
- 107 九八]。 前引 [乾隆二十五年二月二十三日刑房経書瞿良春稟…… 『乾隆滙編
- 108 界史的にみても稀有な事態である。 が実質一○年程度の国家財政の内で全面的に買い取られたことは、世 論議があるが、 秩禄が有償買取りであることを以て明治維新の不徹底さを主張する 中下級領主の所有が幕府・藩に統括されており、それ
- 109 原口清 『明治前期地方政治史研究』一九七二年、 塙書房
- 110 〇〇四年。 今村直樹 同「近世地方役人から近代区町村吏へ― 「明治九年熊本県民会考」『熊本歴史学研究会報』 -地方行政スタッ 五五、二
- 111 中村尚史「第一次企業勃興期にける幹線鉄道会社創立資金の調達過 『日本史研究』三七五、一九九三年。

フの明治維新」『熊本藩の地域社会と行政

112 来産業の革新と発展」。 中村哲 『明治維新』 一九九二年、 集英社 『日本の歴史』第六章「在